

政令第 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部
の施行期日を定める政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
(令和六年法律第五十三号) 附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条
第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。